

木材利用ポイントの発行・商品交換の開始について

木材利用ポイント事務局は、平成 25 年 7 月 1 日（月曜日）から木材利用ポイント事業において、ポイントの発行及び商品等への交換を開始します。

1. 経緯

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に大きく資するものです。

林野庁は、地域材の利用に対して、木材利用ポイントを発行し、地域の農林水産物等との交換を行う木材利用ポイント事業を措置しました。

木材利用ポイント事業におけるポイントの発行及び商品等への交換が、平成 25 年 7 月 1 日からいよいよ開始されます。

2. ポイントの発行・商品交換申請について

(1) 申請受付開始日

平成 25 年 7 月 1 日

(2) 申請対象者

木造住宅の新築等、内装・外装の木質化工事、木材製品の購入等をされた方

(3) 申請窓口について

ポイントの発行・商品交換の申請窓口は、木材・建築の関連団体など全国に約 700 か所程度設置される予定です。

ポイントの発行・商品交換の申請窓口の連絡先等は、後日、準備が整い次第、以下の木材利用ポイント事務局の HP で公表されます。

<木材利用ポイント事務局ホームページ>

<http://mokuzai-points.jp>

※申請の方法

ポイントの発行・商品交換申請は、申請対象者が申請書類に必要事項を記入し、上記の申請窓口を持参するか、木材利用ポイント事務局に郵送する方法で行うことができます。なお、ポイントの即時交換（注）を希望する場合は、必ず、申請窓口で申請していただく必要があります。

(注) 即時交換とは、木材利用ポイント付与対象となる工事によって取得した木材利用ポイントを、当該工事を行った登録工事業者が当該工事と一体的に実施する別の木材を使用した工事の代金に充当することです。

3. 登録工事業者、交換商品提供事業者等の認定等状況（平成 25 年 6 月 10 日現在）

○木材利用ポイント事務局は、

- (1) ポイント発行対象となる木造住宅、内装・外装の木質化工事を行う登録工事業者
- (2) ポイント発行対象となる内装・外装木質化工事に使用できる登録建築材料
- (3) ポイント発行対象となる木材製品、木質ペレットストーブ等及び当該製品の製造業者
- (4) ポイントと交換できる商品等及び当該商品の提供事業者

について申請を受け付け、同事務局有識者委員会で審査を行い、以下の表のとおり、認定等が行われました。なお、有識者委員会における審査は今後も引き続き行われます。

	申請数	認定数等
登録工事業者（全国型）	559	123
登録工事業者（単県型）（注）	39,767	7,351
登録建築材料	2,076	—
木材製品	1,089	383
木質ペレットストーブ及び薪ストーブ	691	421
交換商品提供事業者	389	332
森林づくり・木づかい寄附対象団体	106	105
復興寄附対象地方公共団体	37	37

(注) 登録工事業者（単県型）は、各都道府県の協議会で認定が行われました。

※ 登録工事業者に対して対象地域材を供給する供給業者については、6 月 10 日時点で、6,323 の事業者から届出がありました。

○認定等された登録工事業者等の詳細は、木材利用ポイント事務局の HP を御参照ください。

4. 登録工事業者等の 2 次募集について

登録工事業者、木材製品等及び供給業者については、7 月以降、2 次募集を行います。詳細が決まり次第、木材利用ポイント事務局の HP にて公表します。

5. お問い合わせ先

ポイントの発行・商品交換の申請方法、認定された登録工事業者等に関する問合せ先は、以下のとおりです。

<専用のコールセンター>

[電話番号] 0570-666-799 (有料)

(IP 電話・PHS からの問合せ先：03-6701-3270)

[受付時間] 9 時 00 分～17 時 00 分 (土日・祝日も受け付けています。)

6. 参考

平成 25 年 3 月 29 日付けプレスリリース「木材利用ポイントの詳細について」

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/riyou/130329.html>

お問い合わせ先

林政部木材利用課

担当者：木材利用ポイント推進室 赤羽、五十嵐、高木、武藤

代表：03-3502-8111 (内線 6038)

ダイヤルイン：03-6744-2496

FAX：03-3502-0305

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>